

(別紙)

「ウイニング・ラン」について

■発売の背景

高齢化社会の進展にともない、年齢の上昇とともに「資産を大切な方へのこしたい」という意識が高まる傾向があります。そこで、万一の場合に一生涯、最低保証のある商品とし、さらに、年一回運用益を引き出しても、死亡時の最低保証が変わらないという特長のある商品を開発しました。

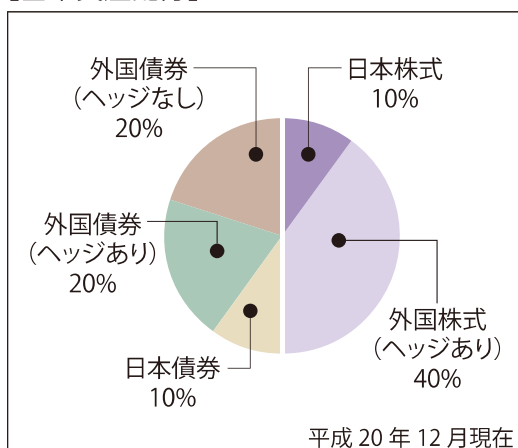
これにより、契約者には運用益を、遺族には一時払保険料相当額以上の死亡給付金を確実にのこすことが可能となります。この死亡給付金は、遺産分割などの相続対策として活用できますので、お客様にとって魅力的な商品となります。

■商品の特長

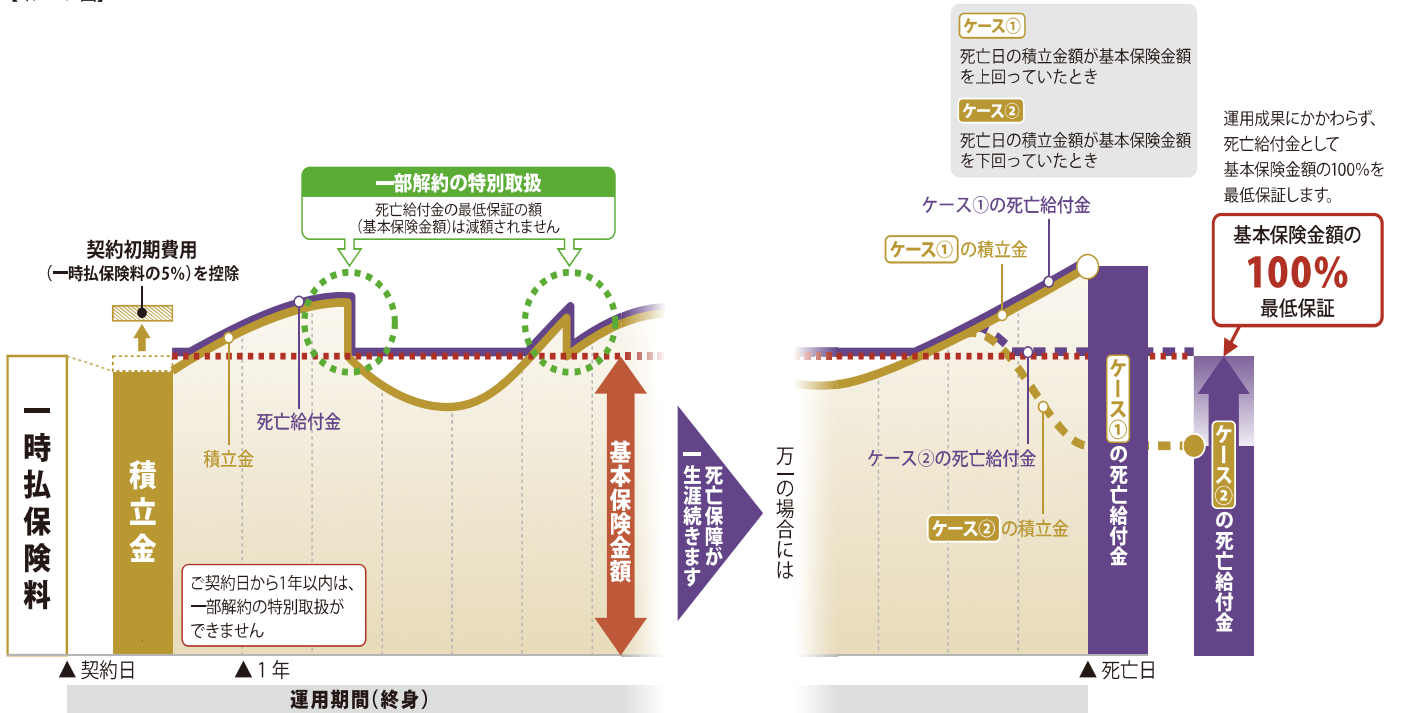
1. 死亡保障が一生継続します
 - 被保険者がお亡くなりになった場合、死亡給付金をお支払いいたします。
死亡給付金は「死亡日の積立金額」と「基本保険金額の 100%」のいずれか大きい金額になります。
2. 安心の最低保証
 - 運用成果にかかわらず、死亡給付金として基本保険金額の 100%を最低保証します。※1
 - ※1・・・ご契約を解約した場合、解約返戻金には最低保証がありませんので、一時払保険料を下回ることがあります。
3. ふやすチャンスと運用収益の受け取り
 - 国内外の株式や債券等の資産に国際分散投資された特別勘定(株式の基本資産時配分 50%)で運用します。※2
 - 運用実績により、死亡給付金額の増加が期待できます。
 - ご契約者からのお申し出により、ご契約日の1年経過後から1保険年度に1回、基本保険金額を上回っている積立金額の部分を限度として、基本保険金額を減額することなく一部解約できます。(一部解約の特別取扱) ※3
 - ※2・・・契約初期費用を一時払保険料から控除し、控除後の金額を特別勘定に繰り入れます。また、特別勘定での運用期間中は、保険関係費および運用関係費がかかります。
 - ※3・・・被保険者の年齢が 80 歳以下であることなどがが必要です。

<特別勘定について>

【基本資産配分】



【イメージ図】



※上図は、死亡日の積立金額が基本保険金額を上回った場合（ケース①）と下回った場合（ケース②）の例です。将来の積立金額、死亡給付金額等を保証するものではありません。また、一部解約がなかった場合のものであります。

本商品に関する特にご注意いただきたい事項

ご注意 運用のリスクについて

この保険の資産は、特別勘定*での運用期間中、主に投資信託を通じて国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が積立金額・将来の死亡給付金額等の増減につながります。

このため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、積立金額および解約返戻金額（一部解約した場合、解約返戻金額と死亡給付金額の合計額）が払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

その有価証券の価格や為替の変動等に伴うリスクは、ご契約者に帰属します。

*特別勘定とは、変額個人年金保険にかかわる資産の管理・運用を行う勘定のことをいい、他の保険種類にかかわる資産とは区分し、独立した管理・運用を行います。

ご注意 本商品にかかる費用について

本商品にかかる費用の合計額は、下記の契約初期費用、保険関係費および運用関係費の合計額となります（ただし、特定のお客さまには、別途、年金管理費がかかりますのでご注意ください）。

■契約初期費用（ご契約時）

ご契約の締結等に必要の費用です。

ご契約日よりご契約日を含めて **8 日目末**に、一時払保険料の **5%**を契約初期費用として一時払保険料から控除し、控除後の金額を特別勘定に繰り入れます。

■保険関係費と運用関係費（特別勘定での運用期間中）

- 保険関係費は、死亡給付金の最低保証のための費用、ご契約の締結・維持等に必要の費用です。
- 運用関係費は、特別勘定の運用にかかわる費用です。特別勘定の投資対象となる投資信託の信託報酬^(注)等が含まれます。また、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。
- 特別勘定での運用期間中は、毎日、次の費用（各年率に 1/365 を乗じた金額）を積立金から控除します。

保険関係費	特別勘定の資産総額に対し年率 1.8%
運用関係費	特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に対し（信託報酬 ^(注) ） 年率 0.294% （税抜：年率 0.28%）

（注）運用関係費のうち、信託報酬以外にかかる費用（信託事務の処理に要する費用、立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査に要する費用等）は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため、これらの金額および費用の合計額を表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。

■年金管理費（遺族年金の年金支払期間中）

遺族年金のお支払いの管理にかかる費用です。

毎年の遺族年金の年金支払日に、遺族年金の年金額の **1%**を責任準備金から控除します。

以上

(登)マニユライフ(投商)08-50687 (20.11.27)

<http://www.manulife.co.jp>

弊社はカナダのトロントに本社を置くマニユライフ・ファイナンシャルのグループ会社です。
Manulife のロゴおよびブロック・デザインは、マニユライフ・ファイナンシャル・グループ・インシュアランス・カンパニーの登録サービスマークおよび登録商標であり、同社およびマニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーション等の同社関連会社によって使用されるものです。